# 令和８年度第１回特別職報酬等および議会政務活動費審議会　会議録要旨

| | |
|---|---|
| 開催年月日 | 令和８年 11 月５日（木） |
| 場所 | 練馬区役所西庁舎８階「第四委員会室」 |
| 出席者 | 【委員】<br>今井勝人会長、井口薫会長代理、加藤義松委員、高橋利充委員、髙橋八映委員、中村由紀委員、萩原修委員、三宅泉委員<br>（重田敏光委員、田村初惠委員は欠席）<br>【区】<br>区長、総務部長、議会事務局長、財政課長、総務課長、職員課長、議会事務局次長 |
| 配布資料 | 資料１　令和８年　職員の給与等に関する報告及び勧告の概要<br>資料２　令和７年度　練馬区普通会計決算概要<br>資料３　令和７年度　特別区普通会計決算収支・財政指標等<br>資料４　月例経済報告（令和８年 10 月）<br>資料５　消費者物価指数（令和８年 10 月）<br>資料６　令和９年度予算編成に関する基本方針（依命通達）<br>資料７　練馬区議会の活動状況<br>資料８　政務活動費各区の推移<br>資料９　令和８年度　費用弁償に関する調査表<br>資料 10　当審議会における特別職の報酬等の額を定める際の基本原則<br>資料 11　23 区の特別職給料・報酬月額一覧<br>資料 12　23 区の特別職期末手当年間支給月数一覧<br>資料 13　23 区の特別職年間支給額一覧<br>資料 14　練馬区特別職報酬等月額・期末手当の推移<br>資料 15　特別職の報酬等の額の算出方法について<br>資料 16　令和７年度　他区の報酬等の改定状況<br>資料 17　練馬区特別職報酬等の額・期末手当の改定試算 |
| 会議概要 | １　開会<br>２　委嘱<br>３　区長挨拶<br>４　委員・理事者紹介<br>（紹介後、区長退室） |

| | |
|---|---|
| | **5　会長・会長代理選出**<br>**今井委員を会長に、井口委員を会長代理に選出。**<br><br>**6　会議運営について**<br>**・会長が、委員に、社会経済情勢、区の財政状況、他区の状況等を踏まえて、客観的な視点から意見を頂戴したいと述べた。**<br>**・会長が本審議会を非公開とすることを諮り、異議なしであった。**<br>**・総務課長が、議事要録は委員の確認後、委員名を伏せた形で、会議資料および答申書とともに区ホームページで公開する予定である旨を説明した。**<br><br>**7　資料説明**<br>**・総務部長が、審議会に対して区長から諮問があった旨を伝えた。**<br>**・資料１～17 について、各課長が説明**<br>**資料１　　職員課長**<br>**資料２～６　財政課長**<br>**資料７～９　議会事務局次長**<br>**資料 10～17　総務課長**<br><br>**【令和８年度の改定内容（案）について】**<br>**⑴　報酬等の額：3.9%の改定**<br>**⑵　期末手当：0.1 月の引上げ**<br>**⑶　改定の実施時期：令和８年 12 月１日**<br><br>**8　主な質疑および意見**<br>**・委員**<br>**特別区人事委員会は、練馬区に限らず特別区全体のもので、特別職ではなく一般職の職員を対象とするものという理解でよいか。**<br><br>**・職員課長**<br>**特別区人事委員会は、特別区の職員全体を人事面で統括する組織であり、一般職の職員の給与に関して勧告する立場にある。公務員は労働基本権が制限されていることから、給与の適正な水準について勧告する権限を与えられた組織である。** |

| | |
|---|---|
| | ・委員<br>令和６年度から、特別区人事委員会勧告を参考に特別職の報酬を検討するようになった理由は何か。<br><br>・総務課長<br>特別職の報酬等は、一般職と異なり勧告がそのまま適用されるものではなく、本審議会の意見を踏まえ、区議会の議決を経て決定するものである。従来は、審議会の決定により、人口規模や財政規模が類似する４区の平均額を参考としていた。しかし、各区の個別の事情や政策に左右され、客観的に社会経済状況を反映できないとの指摘を踏まえ、より客観的な指標である勧告を用いることが適切であるとの答申を受け、算出方法を見直した。<br><br>・今井会長<br>新しい委員もいるため、報酬の額を改定する際の考え方や基準について、改めて説明してほしい。<br><br>・総務課長<br>報酬等の額は、本審議会の答申で定めた基本原則に基づき、職務内容と責任の実態、社会経済情勢、区の財政状況、一般職の給与改定状況、世論の動向等を考慮し、他の特別区と比較して突出しない額とすることとしている。令和５年度の審議会において、より客観的で透明性の高いものとするため、民間給与との比較等を踏まえた客観的な指標であり、物価上昇等も反映している勧告を基に改定すること、また、類似４区に限らず他の特別区の改定状況も参考とすることが妥当であるとの答申を受け、報酬等は管理職の改定率と同率、期末手当は一般職と同様の引上げとする考え方で算出している。<br><br>・今井会長<br>従来は、我々がよく「類似団体」と言うものを非常に重視して考えていたが、類似団体だけを見るのはうまくないのではないかということで、新しく特別区人事委員会勧告を基準として採用したということだと思う。 |

| | |
|---|---|
| | ・委員<br>勧告について、民間の給与との比較は、どのように行われているのか。例えば、最近の物価高とか、経済の状況なども考えられているか。また、今年度の他区の改定状況はどうなっているのか。<br><br>・職員課長<br>一般職員の給与は、法律に基づき、民間事業の従事者や国、他の地方公共団体の職員の給与、生計費等を考慮して定めることとされている。特別区人事委員会は、国の統計や民間事業所への調査に基づき勧告を行っており、昨今の経済状況等を踏まえたものと認識している。<br><br>・総務課長<br>現時点で把握している範囲では、勧告に基づいて改定を行う区が16区、据え置き予定の区が１区、未定の区が５区である。その中で、練馬区同様に管理職の平均改定率3.9%の引上げを予定している区は５区である。それ以外は、公民較差の3.72%や部長級の最高号給の改定率3.6%などで改定を予定している区がある。<br><br>・委員<br>勧告や他区の改定状況等を踏まえると、今回の改定は妥当と考える。物価高の対策やこの前の熊本の地震や千葉の水害などの対策も必要な中で、特別職の負担も増えていることを踏まえれば、引上げでよいと考える。<br><br>・委員<br>練馬区議会の活動は、他区と比較してどうか。<br><br>・議会事務局次長<br>他区の比較では、常任委員会の開催数は２位、特別委員会の開催数は１位となっている。議案の審査に加え、区政に関する課題や請願・陳情等について継続的に調査・審査を行っていることが要因の一つと考えている。 |

| | |
|---|---|
| | ・委員<br>議員は区民の代表として精力的に活動しており職責は大きい。より優秀な人材を確保するためにも、報酬の引上げは妥当と考える。一方で、物価高が続く中、賃金の上昇を十分に実感できていない区民もいる。そうした中で特別職の報酬を引き上げることについて、区はどのように考えているか。<br><br>・総務課長<br>特別職の報酬は、基本原則の下、職務内容と責任の実態を考慮した処遇とすること、また、区民の理解を得る上で、他の特別区と比較した検討を行った上で判断することが必要と認識している。今回の改定はこうした点を踏まえたものであり、妥当なものと認識している。<br><br>・今井会長<br>他に意見がないこと、区側の提案に異議がないことを確認し、事務局へ答申案および議事要録案を作成するよう依頼した。<br><br>9　閉会 |